

大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第8回）  
議事要旨

日時：平成19年6月1日（金）14:00～16:00

場所：国民会館・住友生命ビル12階

武藤記念ホール（小ホール）

1 開会

2 議事

(1) エチレンオキシドの規制内容等に対する府民意見等の募集結果について

資料1-1、1-2に基づき事務局から説明

主な質疑

(内山部会長) 資料1-1の意見5-1にある補助金制度の要望に対し、中小企業制度融資の紹介をしているが、病院の場合でも中小企業には該当するのか。

(事務局) 医療業を排除しているわけではないが、本制度で利子補給を行うのは従業員20人以下の小規模事業者である。今回の規制対象である病床数200床以上の病院については、実質的に中小企業に該当することはないだろう。

(尾崎委員) 意見3-2の光触媒方式の追加に関する意見に対し、回答の下から2行目に、新たな対策技術については、「排出抑制効果の確実性を確認・評価したうえ・・・追加することが適当」とあるが、ここでいう確認・評価する主体は誰か。業者になるのか。官が行うのか

(事務局) ひとつには、環境省がH15～16に行ったような環境技術実証モデル事業において評価を受けることがある。他には、経済産業省等も含め、公的な機関における評価があることが望ましいと考えている。

(内山部会長) 大阪府でそのような評価を主体的に行うということではないのならば、「確実性の確認・評価が公的機関でなされた場合には、大阪府も従う」といった表現にしたほうが良いのではないか。

本資料は、大阪府あるいは本部会が主体となるので、読む人に誤解を与えないような表現にする必要があるだろう。

(事務局) 御指摘のとおり、大阪府が評価するということを必ずしも前提としているわけではないので修正する。

(白倉委員) p.4にある、くん蒸作業については、現状でも労働安全衛生法の規制は受けているということでしょうか。

(事務局) 平成13年の労安法の改正によりエチレンオキシド(EOG)が対象になった際に、業

種や規模等の裾切り要件は設けられていないため、規制対象になっている。

(白倉委員) 今回の規制対象とすべきであるという意見に対して、「くん蒸作業は施設ではなく作業であり頻度も低い」と回答しているが、現行の規制で作業を対象にしているものはないのか。

(事務局) 現状の府条例有害物質規制としては施設対象の規制であるが、同じく条例でアスベストについては、石綿除去作業を対象に規制をかけている例はある。

(白倉委員) 考え方で「今後…規制対象施設とすることを検討する」とは、そのような作業単位の規制の形態も含めて、ということか。

(事務局) 御指摘のとおり、従来の有害物質規制の延長では、例えばくん蒸施設を規制対象に追加するということになるが、施設を用いない作業については、アスベストのような新たなスキームを含め検討することになるだろう。

(池田委員) p.5 の意見 2 - 3 で滅菌を受託するというケースが取り上げられているが、実態について、どのように把握するつもりなのか。

(事務局) PRTR では、大学付属病院以外の医療業については対象になっていないため、滅菌代行業も対象にはなっていない。業の許可等の制度もないので、業界団体等を通じて周知を徹底するしかないと考えている。

(事務局) パブリックコメントで規制の徹底についてもご意見をいただいているが、病院への立入やヒアリング等を通じて、情報収集をしていきたいと考えている。

(吉川委員) 意見 3 - 3 に対する回答の最後に「事業者の負担軽減のための適切な対応について、留意事項として指摘することとします」とあるが、具体的にはどのようなことか。

(事務局) 部会の二次報告案として後ほど説明するが、具体的には、ホルムアルデヒドの規制について、排ガス測定義務を減免することを考えている。

(内山部会長) その他に意見はないということによろしいか。 (各委員了承)

先ほどの指摘のとおり、3 - 2 の回答については修正を検討されたい。

## (2) 「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について(第二次報告)案」について 資料 2 に基づき事務局から説明

### 主な質疑

(尾崎委員) p.7 最後の部分に「排ガス測定義務を減免」とあるが、趣旨は理解できるものの、免ずるとするのは非常に緩い考え方になってしまうのではないかと懸念されることがどうか。

(事務局) 測定回数の減免については、現状の府条例の規制においても、施行規則第 16 条のただし書きの規定( )に基づき、公告(平成 6 年 10 月 31 日大阪府公告第 137 号)で、従業員 20 人以下の小規模事業者、あるいは 20 人以上 300 人以下の中規模事業者を対象とした減免措置が講じられており、この規定の対象の拡大を考えて

いる。

ただし、知事は、ばい煙等排出者の工場若しくは事業場の規模・・・に応じて、測定の方法等につき、別の定めをすることがある。

「減免」には測定回数がゼロという意味も含むが、測定をまったくしなくていいのではなく、例えば処理装置の設置時には処理効率を検証するため、最低限の測定を行っておくべきであると考えている。

その後については、処理方式や維持管理の方法に応じ、処理装置稼働状況の記録が適切に行われている場合には、年2回の測定回数の減免を検討するということである。

(内山部会長) 労働安全の分野でも、粉じんに含まれるダイオキシンの測定において、一度、粉じん量とその中のダイオキシン濃度を測定しておけば、以降は作業形態が変わらない限り、粉じん量の測定だけでよいとする規定がある。今回の規定も同様の考え方になるのではないか。

(事務局) 施設の構造や処理方式の変更があった際には測定が必要だろうし、苦情があった場合なども測定による検証が必要になるだろう。

(臼倉委員) 医療業はこれまで規制対象外だったが、EOGの規制導入のために対象になるということだが、それに伴い、これまで議論にはなかったが、既存の対象有害物質としてホルムアルデヒドについても、医療業に対し規制がかかることになったという面がある。

こうした事情を、医療業の事業所に対してしっかり理解いただく必要がある。

化学工場のような事業所と医療業を同じ制度で規制することについてはどのように考えるか。

(事務局) 御指摘のとおり、現行の規制は主に製造業を対象にしており、医療業は対象とはしていなかった。また、大気汚染防止法では、施設ごとに対象物質について指定をしているが、これまでの府条例の規制では、対象となる施設については、22種類の対象物質が全てかかるという仕組みになっている。

今回の改正において、医療業の滅菌・消毒施設についてはエチレンオキシドのみを規制対象物質とする、という方法も考えられたが、その後の検討の過程で、ホルムアルデヒドの医療業における使用実態があり、場合によっては大気放出されていると判明した。

また、昨年12月にホルムアルデヒドがIARC(国際がん研究機関)の発がん性評価でグループ1(発がん性がある)に分類されたことなどから、ホルムアルデヒドも医療業の規制対象に含めることが適当であると判断したところであり、今後もさまざまな機会を利用して、業界団体等への周知を行っていく。

(内山部会長) 医療業については、周知徹底をお願いしたい。抗がん剤等についてもIARC評価で発がん性が認められている物質が使われている例もあるので、そうなると外科だけではなく内科も関係してくることになる。ただ、規制としては、まだ先の話と考えている。

(池田委員) 資料 1-2 の扱いはどうなるか。第二次報告の資料になるのか。

(事務局) 府のパブリックコメント結果の取扱規定に則って、第一次報告と同様に今回の内容を環境審議会へ報告した後、答申内容と併せて HP に掲載する。

(白倉委員) 大阪府が先駆けとなり、医療業を対象に EOG という新たな物質で規制的手法を導入することについて、近隣の府県への影響も考えられる。広域的な管理を促進するためにも、近隣府県への働きかけをお願いしたい。

(事務局) 近畿ブロックの連絡会議等の場を活用して、情報提供に努めてまいりたい。関東でも、東京都で規制がなされたことにより、規制を行っていない埼玉や神奈川にも波及効果があったと聞いており、関西でも同様の効果が期待できると考えている。

(内山部会長) 資料 2 の p.2 の第 2 段落で「エチレンオキシドについては・・・特に環境リスクの高い状況にある」とあるが、モニタリング結果では、現時点で一般環境中の濃度が必ずしも高いといえる状況にはないので、「環境リスクをできるだけ低減する必要がある」といった表現の方が良いのではないか。

(事務局) そのように修正する。また、資料 1 - 2 の意見 1 - 1 ~ 3 に対する回答でも同様の表現があるため、併せて修正する。

(内山部会長) その他については、事務局案どおりとすることでよろしいか。 (各委員了承)

### (3) その他

今後のスケジュールについて事務局から説明

修正後の第二次報告及びパブリックコメント結果は、7月18日に開催される第34回環境審議会に内山部会長から報告していただき、審議会の了承が得られれば答申となる予定。

### 3 閉会あいさつ(環境管理室長)

以上